

報告第6号

専決処分について

次の事項について、令和8年4月16日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年6月3日提出

春日市長職務代理者

春日市副市長 高 田 勘 治

差押動産の破損に伴う損害賠償の額の決定について

提案理由

差押動産の破損に伴う損害賠償の額を決定し、緊急に和解契約を締結する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、差押動産の破損に伴う損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和8年4月16日

春日市長 井 上 澄 和

1 相手方

個人

2 事故の概要

市税の滞納処分により令和7年10月3日(金)に差し押さえた相手方所有のテレビを同日から春日市役所内で保管していたところ、当該テレビを破損させ、相手方に物的損害を与えたものである。

3 損害賠償額

126,966円